

## 新潟市一時預かり事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）を、保育所その他の場所で一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする一時預かり事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (実施場所)

第2条 事業を実施する場所（以下「実施場所」という。）は、次に掲げる事業内容を実施する社会福祉法人その他の者（以下「事業者」という。）及び本市が設置する保育所、認定こども園、小規模保育施設、事業所内保育施設であつて、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の12第1項に基づき、市長へ届出したものとする。

### (事業内容)

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

事業名	事業内容
1 一時預かり事業	(1) 及び (2) の事業を併せて実施するものとする。また、(3) の事業をこれに加えて実施しても差し支えないものとする。
(1) 非定型的預かり事業	保護者の就労形態等により、家庭における保育が断続的に困難となる乳幼児に対する預かり
(2) 緊急預かり事業	保護者の傷病・入院等により、緊急・一時的に保育を必要とする乳幼児に対する預かり
(3) 私的理由による預かり事業	保護者の私的な理由やその他の事由により一時的に保育が必要となる乳幼児に対する預かり
2 緊急一時預かり事業	保護者の傷病・入院・単発的な就労等により、緊急・一時的に保育を必要とする乳幼児に対する預かり 保護者の私的な理由やその他の事由により一時的に保育が必要となる乳幼児に対する預かり

### (対象児童)

第4条 本事業の対象となる児童は、本市に居住し、家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児であつて、それぞれの事業ごとに次に掲げるとおりとする。

ただし、保護者が裁判員制度に伴う裁判員（候補者を含む。）のため本事業を利用する場合においては、本市に在住しない乳幼児であっても対象とする。

事業名		対象児童
一時預かり事業	非定型的預かり事業	保護者の短時間・断続的労働，職業訓練，就学等により原則として平均週3日程度家庭において保育を受けることが困難となった乳幼児
	緊急預かり事業	保護者の傷病，災害・事故，出産，看護・介護，冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により，緊急・一時的に家庭において保育を受けることが困難となった乳幼児
	私的理由による預かり事業	保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消する等の私的理由により一時的に家庭において保育を受けることが困難となった乳幼児
緊急一時預かり事業		<p>保護者の傷病，災害・事故，出産，看護・介護，冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由及び単発的な就労等により，緊急・一時的に家庭において保育を受けることが困難となった乳幼児</p> <p>保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消する等の私的理由により，一時的に家庭において保育を受けることが困難となった乳幼児</p>

（事業の実施）

第5条 事業の実施に当たっては，次の第1号から第3号までの規定に加え，一時預かり事業にあつては次の第4号に掲げる要件を，緊急一時預かり事業にあつては次の第5号に掲げる要件を満たしていること。

- （1） 日々の対象児童数，利用の事由等の実施状況に関する書類を整備しておくこと。
- （2） 1日の預かり時間は，当該実施場所の開設時間の範囲内とし，午後10時を限度とすること。
- （3） 乳幼児の健康状態の把握に努めること。
- （4） 一時預かり事業を実施する場合の要件
  - （ア） 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）（以下「規則」という。）第36条の35第1号に定める基準を遵守すること。
  - （イ） 事業を実施する場所は，原則，事業を実施するための専用の部屋を確保する

こと。ただし、適切な事業実施が可能な場合は、実施場所の空きスペースを確保して実施すること。

(5) 緊急一時預かり事業を実施する場合の要件

規則第36条の35第3号に定める基準を遵守すること。

(利用期間)

第6条 事業の利用期間は、原則として次のとおりとする。

事業名		利用期間
一時預かり事業	非定型的預かり事業	月14日
	緊急預かり事業	ただし就労等を理由とし、勤務証明書その他の書類により保育が必要と認められる場合、14日を超えて事業の利用を行うことができるものとする。
	私的理由による預かり事業	月14日
緊急一時預かり事業		月7日 ただし、実施場所において必要と認めた場合は、月14日以内の利用を行うことができるものとし、就労等を理由とし、勤務証明書その他の書類により保育が必要と認められる場合、14日を超えて事業の利用を行うことができるものとする。

(利用の手続き)

第7条 事業の利用の申込みは、別紙様式1による「一時預かり申込書兼児童台帳」により、事業を利用しようとする保護者が実施場所に対し行うものとする。ただし、本市が設置する実施場所を利用する場合には市長に対し行うものとする。

2 実施場所（本市が設置する実施場所にあつては市長）は、前項による申込みを受けたときは、その可否を決定し当該保護者に通知するものとする。

3 事業の利用の必要がなくなった保護者は、速やかにその旨を実施場所（本市が設置する実施場所にあつては市長）に届出なければならない。

4 実施場所（本市が設置する実施場所にあつては市長）は、乳幼児又は保護者が保育上の指示に従わない場合、その他必要と認めた場合は、その利用を取り消すことができるものとする。

(費用の交付)

第8条 市長は、実施場所のうち、事業者に対して予算の範囲内で、別に定めるところにより事業を実施するために必要な経費の一部を補助する。

(費用負担)

第9条 実施場所（本市が設置する実施場所にあつては市長）は、事業を利用する保護者に費用負担を求めることができるものとする。

2 費用の額及び負担方法等については、別表のとおりとする。

3 市長は、利用する乳幼児が属する世帯が次の各号に該当するときは、第2項の規定にする利用料（別表（2）②に規定する飲食物費及び別表備考（3）に規定する実費相当分を除く。以下同じ。）を全額又は一部免除することができる。ただし、当該利用料の全てについて、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第30条の1第1項の規定により施設等利用費を支給される場合を除く。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯（以下「生活保護受給世帯」という。）

(2) 市民税非課税世帯（4月から8月までは前年度分、9月から翌年3月までは当年度分の課税年度をいう。）（(1)に該当する者を除く。）

(3) その他市長が認めるとき

4 前項の規定による利用料の免除を受けようとする場合は、別紙様式2による「一時預かり事業利用料減免申込書兼無償化対象確認申請書」を実施場所（本市が設置する実施場所にあつては市長）に提出し、市長より利用料免除の可否の決定を受けるものとする。

5 保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同令第2条第2号に規定する男子に該当する者である場合は、当該保護者又は利用者の申請に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法第295条第1項第2号若しくは第314条の2第1項第8号若しくは第3項及び第314条の6（寡婦又は寡夫に関する部分に限る。）の規定の例により算定した市町村民税の課税額に基づく利用料とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に

定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。  
(生活保護法による保護を受けている世帯に関する特例)
- 2 平成25年7月31日において現に生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯(以下「生活保護受給世帯」という。)であって、平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示158号)に規定する基準により算定したならば同日後も生活保護受給世帯であった世帯に係る別表の規定の適用については、平成25年8月1日から平成26年3月31日までの間は、当該世帯を生活保護受給世帯とみなす。
- 3 平成26年3月31日において現に生活保護受給世帯であって、平成26年厚生労働省告示第136号による改正前の生活保護法による保護の基準に規定する基準により算定したならば同日後も生活保護受給世帯であった世帯に係る別表の規定の適用については、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間は、当該世帯を生活保護受給世帯とみなす。
- 4 平成27年3月31日において現に生活保護受給世帯であって、平成27年厚生労働省告示第227号による改正前の生活保護法による保護の基準に規定する基準により算定したならば同日後も生活保護受給世帯であった世帯に係る別表の規定の適用については、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間は、当該世帯を生活保護受給世帯とみなす。
- 5 平成30年9月30日において現に生活保護受給世帯であって、平成30年厚生労働省告示第317号による改正前の生活保護法による保護の基準に規定する基準により算定したならば同日後も生活保護受給世帯であった世帯に係る別表の規定の適用について

は、平成30年10月1日から平成31年3月31日までの間は、当該世帯を生活保護受給世帯とみなす。

6 令和元年9月30日において現に生活保護受給世帯であって、令和元年厚生労働省告示第66号による改正前の生活保護法による保護の基準に規定する基準により算定したならば同日後も生活保護受給世帯であった世帯に係る別表の規定の適用については、令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間は、当該世帯を生活保護受給世帯とみなす。

7 令和2年9月30日において現に生活保護受給世帯であって、令和2年厚生労働省告示第302号による改正前の生活保護法による保護の基準に規定する基準により算定したならば同日後も生活保護受給世帯であった世帯に係る別表の規定の適用については、令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間は、当該世帯を生活保護受給世帯とみなす。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月27日から施行し、平成25年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年6月5日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月26日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年10月12日から施行し、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月25日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月20日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月15日から施行し、令和2年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別 表（第9条関係）

（1） 基本料金

時間帯（基本時間）		単価（乳幼児1人についての日額）
午前8時30分から 午後4時まで	4時間超	1,800円
	4時間以内	900円

（2） 加算金

① 延長料金

時間帯（基本時間）		単価（乳幼児1人についての日額）
基本時間以外	午前8時30分以前	30分あたり100円
	午後4時以降	
	午後8時以降	30分あたり200円

② 飲食物費（以下の額を上限に負担を求めることができる）

飲食物費	
3歳未満児	3歳以上児
1食あたり 400円	1食あたり 300円

## 備考

- (1) 利用時間に応じ、基本料金に加算金を加算した金額を日額とする。
- (2) 利用時間が延長時間帯のみの場合は、4時間以内の基本料金に延長料金を加算した金額を日額とする。
- (3) その他事業を実施するうえで必要となる実費相当分を別途徴収することができる。
- (4) 利用した月ごとに集計し、当該月分の負担額とする。
- (5) 第9条第3項各号に規定する要件に該当する施設等利用給付認定子ども（支援法第30条の8第1項に規定する「施設等利用給付認定子ども」をいう。）が事業により保育を受けた場合、事業者は、支援法第30条の11第3項の規定により、当該施設等利用給付認定子どもの保護者に代わり、市長から当該利用料の支払いを受けることができる。

## 2 費用の負担方法

事業を利用した保護者は、毎月当該月分の負担額を翌月の末日（11月分にあつては12月28日）までに納入しなければならない。